

(ウ)期間を定めた追加給付(Befristeter Zuschlag)

失業給付(の受給)から、失業給付Ⅱ(の受給)への移行に当たっては、激変を緩和するため、2年に期間を限定した追加給付が支給される。それは1年目については、

i 単身者については最大160ユーロ。

ii 同居している配偶者がいる場合は、両人合わせて最大320ユーロ。

iii 同居している未成年の子について、1人当たり最大60ユーロ。

2年目については、追加給付は半額とされ、失業給付金支給終了から2年を経過した時点で支給が終了する。

(I)新給付の所掌

i 地方自治体

- ・住居手当、暖房費
- ・育児給付
- ・社会心理カウンセリング
- ・その他の一回限りの給付

ii BA(連邦雇用庁=公共職業安定所)

・労働市場に統合(適応)させる為のあらゆる給付 [Leistung] (相談、職業紹介、雇用促進、職業再訓練等)

・生計を維持させる為の給付(失業給付Ⅱ/社会手当 [Sozialgeld])。ただし、住居手当、暖房費、一回限りの手当を除く。

(オ)労働共同体(労働協会)パイロットプログラム(Pilot-Arbeitsgemeinschaften)

i 概 要

地域段階で市町村とBAとが協力することの重要性が指摘され、既に2004年5月から両者が協力し、全国規模で「労働共同体」を整備することが始まっている。

この「労働共同体」は、従来に比べて、より個々の求職者に適合した職業サービスを提供できるようにすることを目的としている。

69の市町村でこのパイロットプログラムを実施予定であり、パイロット期間は6年と限定されている。

ii 労働共同体での業務

SGB II(社会法典第II編)により、労働共同体では

下記のようなサービスが失業者に対して行われる。

- ・パーソナルなカウンセラー(Ansprechpartner)を設置する。カウンセラーは失業者のプロファイリング (Profiling; 心理プロファイリング分析)を行って、失業者一人ひとりについて、就労をめざす相談を行う。「要支援者」(上記(ア)参照)それぞれに専属でつくこのカウンセラーは、ケースマネージャー(Fallsmanager)とも呼ばれるが、一人当たり要支援者150人(25歳未満の若年者については75人)以上を担当することができないようにする(従前の公共職業安定所[Arbeitsamt]が現在の公共職業安定所[Agentur für Arbeit]に組織改編する直前には、職業紹介官一人当たり、平均400人の求職者を所掌していた)。
- ・25歳未満の若年者で、求職者のための基本的保護を申請している者は、それ以降いつでも職業紹介又は職業訓練を斡せんされる。若年者に係る職業訓練の場がない場合、その者について職業知識の向上につながるであろう雇用(もしくは期間を定めた就労機会:Arbeitsgelegenheit)がその者に提供される。
- ・労働共同体は、上記のような本来業務の他に、本来BAの所掌事務である失業給付Ⅱの支給(上記(イ)参照)についても、BAを代行して行う。

(カ)労働回避した場合の失業給付Ⅱの縮減

紹介された労働、職業訓練、(一時的)就業機会などの(本人の労働市場への)統合措置が認容すべきものであったにもかかわらず、それらを回避する(25歳以上の)者は、失業給付Ⅱに関して、3か月間、約100ユーロ縮減される。

また25歳未満の者が、それらを回避する場合は、行政は、3か月間、一切の現金給付を支給しない処分を行うことができる。この間の住居手当及び暖房費は、(求職者の)賃貸人に直接支払われる。この間、相談などのサービスは引き続き受けられる。

(キ)社会保障との関係

就業可能な要支援者は、今後は、疾病保険及び介護保険の保険料を支払う必要がある。

その他に、法定年金(gesetzlichen Rentenversicherung)に関して、最低保険料を支払う必要がある。

〈図2-1〉 ドイツの失業保険の給付に係る概観図

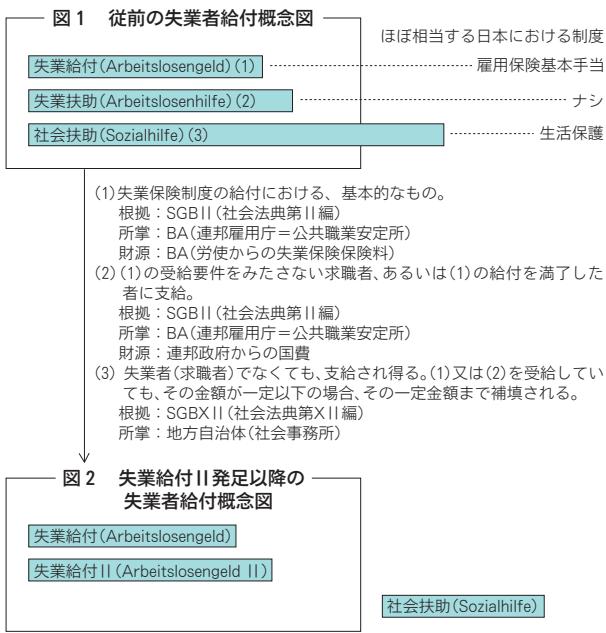


図1における(2)と(3)とが統合され、失業給付IIとなった。

b 失業給付IIが開始されてからの失業給付IIに係る国の歳出状況

2005年5月23日、連邦財務省は2005年5月の連邦財務省月例報告を発表した。その中で2005年初めに制度が始まった失業保険制度の中の失業給付II制度の給付に係る連邦政府の歳出状況を公表した。それによると、連邦政府は制度開始の1月から4月までに80億4,200万ユーロ（約1兆1,260億円）の歳出を行っており、これは同給付歳出に係る1年間分の見積もりであった146億ユーロ（約2兆円）の半分以上に達したとされる。

また、連邦政府の2005年の4月終わりまでの歳出総計は前年比3.3%増と、年間想定の伸び率1.1%増を上回る勢いで増加している一方、歳入は同9.5%増を見込んでいたのが2.9%増に留まっている。

一方、同時期(5/13)にBAが行った発表では、同制度によって、かつての社会扶助受給者(Sozialhilfeemp-

fänger^(注6))が高い「労働圧力」(Arbeitsbelastung；受給者本人が、給付受給状態から就労状態へ移行するよう、BA等からの働きかけを受けること)を受けるようになっているとして、今後、社会保障受給から就労への移行が進展するという見方を示している。

なお、2-24表で2004年の失業給付関係歳出の合計(太字部分)が2004年から2005年にかけて大きく増加することが想定されていたり、2005年の1~4月期が前年同期より大きく伸びている主な理由は、従前の社会扶助が市町村主管で、BA(国)は直接歳出していなかったので連邦政府歳出から脱落していたものが、新たな失業給付IIではBA(国)が主体で支払を行うようになっているためとも考えられる。

〈表2-24〉 ドイツの連邦政府歳出実績・予定表

	①2005年 予定	(100万ユーロ、%)			
		②2005年 1~4月実績		③2004年 1~4月実績	
		金額	構成比	金額	構成比
一般サービス	47,932	15,057	16.0	15,240	16.7
経済協力・開発	3,802	1,593	1.7	1,409	1.5
防衛	27,871	8,454	9.0	8,747	9.6
政治・中央官庁	7,991	2,683	2.8	2,662	2.9
財務行政	3,192	971	1.0	1,002	1.1
教育、経済、研究、文化関連	11,714	3,366	3.6	3,328	3.6
連邦職業訓練法(BAföG)	1,026	493	0.5	457	0.5
研究・開発	6,816	1,858	2.0	1,901	2.1
社会保障・戦後処理費用	128,064	51,124	54.2	48,124	52.6
社会保障	75,182	30,271	32.1	30,265	33.1
失業保険	4,000	2,796	3.0	4,579	5.0
求職者の生活保障	27,650	10,425	11.0	—	—
内：失業給付II	14,600	8,042	8.5	—	—
失業給付IIに関する付加的に給付される住居・光熱費	3,200	1,000	1.1	—	—
住宅手当	850	297	0.3	853	0.9
養育手当	2,740	963	1.0	1,070	1.2
戦争孤児対策	3,011	1,193	1.3	1,345	1.5
健康、環境、スポーツ、余暇	923	262	0.3	302	0.3
住宅、都市計画・整備	1,794	614	0.7	683	0.7
食品、農林業、エネルギー、水利	6,291	2,342	2.5	2,175	2.4
交通・通信	10,522	2,168	2.3	2,348	2.6
公企業(連邦鉄道/ドイツ鉄道㈱等)	9,487	1,964	2.1	2,327	2.5
一般歳出	37,574	17,500	18.5	16,894	18.5
金利支払	38,875	17,261	18.3	15,949	17.4
歳出合計	254,300	94,398	100.0	91,420	100.0
					3.3

〈表2-25〉 ドイツの失業給付、失業扶助、社会扶助受給者の制度改正前後の比較

給付名称	財 源	2004年4月時点
失業給付受給者数	BA(国) *1	1,875,595
失業扶助受給者数	BA(国) *1	2,216,197
小計		4,091,792
社会扶助受給者数	市町村 *3	2,810,000
総計		6,901,792

(注) *1: BA “Monatsbericht 12-2004”

*2: BA “Monatsbericht 5-2004”

*3: Süddeutscher Zeitung 2004-8-9(元データ連邦統計局)2003年末の数値

給付名称	財 源	2005年4月時点
失業給付受給者数	BA(国) *2	1,843,958
失業給付II受給者数	BA(国)/市町村 *2	4,677,353
小計		6,511,311
社会手当受給者数	市町村 *2	1,640,700
総計		8,152,011

⇒